## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

## 既存住宅に係る特定の改修をした場合の税額控除制度の創設

平成 21 年度の税制改正により、既存の住宅に一定の改修工事を行った場合には、 所得税額から一定額を控除する特別控除制度が設けられました。この制度は平成 21 年度の税制改正で控除額等が拡充された住宅ローン減税とは異なり、借入を行わず自 己資金で行った場合でも適用があるのが大きな特徴です。

対 象	一定の省エネ改修工事	一定のバリアフリー改修工事
適用居住年	2009年4月1日	2009年4月1日
	~2010年12月31日	~2010年12月31日
改修工事費用	改修工事費用の額と標準的な	バリアフリー改修工事の額と
	工事費用相当額のいずれか少	標準的な工事費用相当額のい
	ない金額	ずれか少ない金額
工事限度金額	200 万円	200 万円
	(太陽光発電装置を設置する	
	場 合は300万円)	
所得税額控除	改修工事費用×10%	改修工事費用×10%
所 得 要 件	合計所得 3,000 万円以下	
選択	住宅ローン控除とバリアフリー改修促進税制(ローン型)、省	
	エネ改修促進税制(ローン型)との選択制	
対 象	全ての居住の窓全部の改修工	廊下の拡幅、浴室改良、屋内の
	事、床等の断熱工事、太陽光発	段差の解消等で工事費用が 30
	電装置等で工事費用の額が 30	万円を超える工事
	万円を超える工事	
重複適用	この 2 つの制度の重複適用は可	。ただし合計上限 20 万円、30
	万円(太陽光発電装置設置の場合)の頭打ちはあり。	